

議案第21号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正)

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和3年4月22日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12号様式（第4面）の次に次の1様式を加える。

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、オンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合には、令和3年4月1日から「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録することになるため。

(参考) 教育長に委任する事務等に関する規則 (抜粋)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

(様式)

第26条 施行規則第24条に規定する指導要録は第12号様式とし、施行規則第104条において準用する施行規則第58条に規定する卒業証書は第18号様式とする。

追 加

第12号様式 (第5面)

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録			
第1学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
その他の学習等			
第4学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
その他の学習等			